

司法試験

平成27年予備試験論文式試験問題解析講座

刑法・刑事訴訟法

れっく **LEC** 東京リーガルマインド



0 001221 158334

LU15833

平成27年予備試験論文式問題解析講座

刑法・刑事訴訟法

刑 法

以下の事例に基づき、甲、乙、丙及び丁の罪責について論じなさい（特別法違反の点を除く。）。

1 甲は、建設業等を営むA株式会社（以下「A社」という。）の社員であり、同社の総務部長として同部を統括していた。また、甲は、総務部長として、用度品購入に充てるための現金（以下「用度品購入用現金」という。）を手提げ金庫に入れて管理しており、甲は、用度品を購入する場合に限って、その権限において、用度品購入用現金を支出することが認められていた。

乙は、A社の社員であり、同社の営業部長として同部を統括していた。また、乙は、甲の職場の先輩であり、以前営業部の部員であった頃、同じく同部員であった甲の営業成績を向上させるため、甲に客を紹介するなどして甲を助けたことがあった。甲はそのことに恩義を感じていたし、乙においても、甲が自己に恩義を感じていることを認識していた。

丙は、B市職員であり、公共工事に関して業者を選定し、B市として契約を締結する職務に従事していた。なお、甲と丙は同じ高校の同級生であり、それ以来の付き合いをしていた。

丁は、丙の妻であった。

2 乙は、1年前に営業部長に就任したが、その就任頃からA社の売上げが下降していった。乙は、某年5月28日、A社の社長室に呼び出され、社長から、「6月の営業成績が向上しなかった場合、君を降格する。」と言渡された。

3 乙は、甲に対して、社長から言われた内容を話した上、「お前はB市職員の丙と同級生なんだろう。丙に、お礼を渡すからA社と公共工事の契約をしてほしいと頼んでくれ。お礼として渡す金は、お前が総務部長として用度品を買うために管理している現金から、用度品を購入したことにして流用してくれないか。昔は、お前を随分助けたじゃないか。」などと言った。甲は、乙に対して恩義を感じていたことから、専ら乙を助けることを目的として、自己が管理する用度品購入用現金の中から50万円を謝礼として丙に渡すことで、A社との間で公共工事の契約をしてもらえるよう丙に頼もうと決心し、乙にその旨を告げた。

4 甲は、同年6月3日、丙と会って、「今度発注予定の公共工事についてA社と契約してほしい。もし、契約を取ることができたら、そのお礼として50万円を渡したい。」などと言った。丙は、甲の頼みを受け入れ、甲に対し、「分かった。何とかしてあげよう。」などと言った。

丙は、公共工事の受注業者としてA社を選定し、同月21日、B市としてA社との間で契約を締結した。なお、その契約の内容や締結手続については、法令上も内規上も何ら問題がなかった。

5 乙は、B市と契約することができたことによって降格を免れた。

甲は、丙に対して謝礼として50万円を渡すため、同月27日、手提げ金庫の用度品購入用現金の中から50万円を取り出して封筒に入れ、これを持って丙方を訪問した。しかし、丙は外出しており不在であったため、甲は、応対に出た丁に対し、これまでの経緯を話した上、「御主人と約束していたお礼のお金を持参しましたので、御主人にお渡しください。」と頼んだ。丁は、外出中の丙に電話で連絡を取り、丙に対して、甲が来訪したことや契約締結の謝礼を渡そうとしていることを伝えたところ、丙は、丁に対して、「私の代わりにもらっておいてくれ。」と言った。

そこで、丁は、甲から封筒に入った50万円を受領し、これを帰宅した丙に封筒のまま渡した。

解答のポイント

問題文4および5において、具体的な犯罪構成要件該当行為が認められ、それまでは、甲乙丙丁の地位および人間関係（問題文1）、乙の会社内の地位の窮状（問題文2）、乙と甲との犯罪実現に向けての話し合い（問題文3）である。

問題文1・2・3の事情は、特に、共犯関係を認定する場合及び共謀共同正犯か狭義の共犯かを認定する場合の重要な事情となろう。

問題文4および5において、第1に成立可能性がある犯罪は、受託収賄罪（197条1項後段）及びそれに対応する贈賄罪（198条）である。問題文2・3から、犯罪行為によって利益を得るのは主に乙であり、現に、乙は「降格を免れた」のであるから、乙が主人公で甲が脇役のようにも見えるが、共同正犯か狭義の共犯かは、そのような利益帰属性のみで決せられるものではなく、甲が一貫して具体的な行為をしている以上、甲乙は共同正犯関係であると認定するのが妥当であろう。この受託贈収賄罪の検討に際し、公務員丙の妻の知情のうえでの金員受領行為をいかに評価すべきか、有名な論点であり、各人の自説によればいい。なお、丙の契約締結内容も手続きもなんら問題がないのであるから、加重贈収賄罪成立の可能性はない。また、事態を分析的に見れば、丙は、「約束」後に「收受」しているが、このような場合は、收受罪（もしくは全体として197条1項後段の罪）とすればよい。

問題文4および5において、第2に成立可能性がある犯罪は、横領罪の成否である。業務上横領罪なのか、単純横領罪なのかについては、業務上占有者（甲）に加功した非占有者（乙）の罪責やいかんという有名な論点であり、各人の自説によればいい。なお、丙・丁は受領した金の出所についてなんら知らされていないのであるから、（業務上）横領罪の共犯の成立可能性はない。

全体を通じて、共謀共同正犯なのか狭義の正犯なのか悩ましいところではあるが、問題文の事情を拾って認定し、答案内容が整合的であれば、その結論はいずれでもかまわないであろう。

また、（業務上）横領罪は乙が「取り出して封筒に入れた」段階で既遂にいたるので、収賄罪との罪数関係は併合罪である。

解答例

第1 甲の罪責

1 丙にA社との契約締結を依頼した行為

この行為について、贈賄罪（刑法198条，以下，法令名略。）の成立を検討する。

甲は，B市職員という「公務員」である丙に対し，公共工事についてA社と契約を締結する見返りに，金50万円という，人の情欲を満たす物を渡したい旨申し入れ，その後丁を経てこれを丙に「供与」している。これは，197条1項後段に規定する「賄賂」を「供与」したものといえる。

したがって，本件行為について，甲に贈賄罪が成立する。

2 用度品購入用現金から丁に50万円を渡した行為

この行為について，業務上横領罪（253条）の成立を検討する。

まず，甲は，A社の総務部長として，A社からの委託を受け，社会生活上の地位に基づき反復継続して，用度品購入用現金を手提げ金庫に入れ管理していることから，「業務上」「他人の物」である金員を管理しているといえる。また，この金員について，甲はその権限において支出することが認められていることから，「占有」も認められる。

次に，「横領」とは，不法領得の意思の発現行為，すなわち，委託の趣旨に背き，所有者でなければなすべき行為をなすことをいうところ，甲は，用度品を購入する場合に限って支出することが認められている金員を，贈賄のために支出していることか

ら，委託の趣旨に背き，所有者でなければなすべき行為をしたといえる。そのため，「横領」と認められる。

したがって，甲には業務上横領罪が成立する。

3 罪数

以上より，甲には贈賄罪，業務上横領罪が成立し，両者は併合罪（45条前段）となる。なお，後述のとおり，これらの罪は乙との共同正犯となる（60条）。

第2 乙の罪責

1 甲のなした贈賄について

本件について，共謀共同正犯の成立を検討する（60条，198条）。

まず，共犯の処罰根拠は，互いに補い合って特定の犯罪を実現するところにあることから，①犯罪を実行する旨の共謀，②正犯意思，③共謀に基づく実行があれば，共謀共同正犯が成立する。

本件について上記要件をみると，①乙は甲に対し「丙に，お礼を渡すからA社と公共工事の契約をしてほしいと頼んでくれ」と依頼し，甲もその申し出を了承していることから共謀は認められる。なお，甲は「専ら乙を助けることを目的」としていることから，故意ある幫助道具であるとの評価も考えられる。しかし，甲は乙の意図を理解し自ら犯罪の全過程を実行していることから，正犯として共謀がなされたとみるのが自然である。

また，②乙は，自らがA社営業部長の地位から降格することを免れるために，上記共謀をなしていることから，自ら利益を得る

意思が強く認められ、正犯意思も存するといえる。そして、③この共謀に基づき、甲は丙に契約締結を依頼していることから、共謀に基づく実行も認められる。

以上より、乙には贈賄罪の共謀共同正犯が成立する。

2 甲のなした業務上横領について

本件横領行為は、上述の贈賄の原資としてなされたものであることから、上記①～③はいずれも満たすこととなる。

もっとも、乙自身は、用度品購入用現金を「業務上」「占有」しておらず、業務上横領罪を犯す身分を有していない。そのため、本罪が成立するか問題となる。

これについては、65条1項が、身分によって構成すべき犯罪に加功した場合、身分のない者であっても共犯とする旨定めていることから、非身分者たる乙にも業務上横領罪が成立する。もっとも、同条2項が刑については通常の刑を科する旨定めていることから、非身分者たる乙の科刑は単純横領罪(252条)のものにとどまることとなる。

3 罪数

以上より、乙には、贈賄罪、および業務上横領罪の共謀共同正犯が成立し、両者は併合罪(45条前段)となる。

第3 丙の罪責

1 甲の依頼を受け50万円を收受した行為

本件行為について、受託収賄罪(197条1項後段)の成立を検

討する。

丙は、B市職員という「公務員」であり、この者が「公共工事についてA社と契約してほしい」旨の請託を受け、50万円という人の情欲を満たす物、すなわち「賄賂」の收受を「約束」し、その後丁を経てこれを「收受」している。したがって、受託収賄罪が成立する。

2 罪数

以上より、丙には受託収賄罪が成立する。

第4 丁の罪責

1 甲から50万円を受け取った行為

本件行為について、受託収賄罪の幫助犯(62条1項、197条1項後段)の成立を検討する。

まず、丁は、甲から賄賂である旨の事情を聞き、かつ丙から「もらっておいてくれ」との指示を受け、本件50万円を受領している。もっとも、丁はその後帰宅した丙に封筒のまま渡していることから、自ら正犯者として犯罪を実行する意思はなく、丙の収賄を幫助する意思にとどまる。また、丁は「公務員」の身分を有しないものの、65条1項により、幫助犯の成立は妨げられない。したがって、丁には受託収賄罪の幫助犯が成立する。

2 罪数

以上より、丁には受託収賄罪の幫助犯が成立する。

以上

刑事 訴訟法

次の【事例】を読んで、後記〔設問1〕及び〔設問2〕に答えなさい。

【事例】

甲は、平成27年2月1日、L県M市内の路上において、肩が触れて口論となったVに対し、携帯していたサバイバルナイフで左腕を切り付け、1か月間の加療を要する傷害を負わせた。司法警察員Pらは、前記事実で逮捕状及び捜索差押許可状（捜索すべき場所及び差し押さえるべき物の記載内容は、後記のとおり）の発付を受けた上、同日、甲を立ち回り先で逮捕した。また、Pらは、同日、甲と同居する乙を立会人として、甲方の捜索を行った。

甲方の捜索に際し、Pは、玄関内において、乙に捜索差押許可状を呈示するとともに、部下の司法警察員Qに指示して、呈示された同許可状を乙が見ている状況を写真撮影した(①)。続いて、Pは、玄関脇の寝室に立ち入ったが、同寝室内には、机とベッドが置かれていた。Pは、Qに指示して、同寝室内全体の写真を撮影した上、前記机の上段の引出しを開けたが、その際、引出し内の手前側中央付近に、血の付いたサバイバルナイフを発見し、その左横に、甲名義の運転免許証及び健康保険証を認めた。Pは、その状況を写真撮影することとし、Qに指示して、前記サバイバルナイフ及び運転免許証等を1枚の写真に収まる形で近接撮影した(②)。Pは、引き続き、前記机の下段の引出しを開けたところ、覚せい剤の使用をうかがわせる注射器5本及び空のビニール小袋1枚を認めた。そこで、Pは、Qに指示して、前記注射器及びビニール小袋を1枚の写真に収まる形で近接撮影した(③)。その後、Pは、前記サバイバルナイフを押収し、捜索を終了した。

前記サバイバルナイフに付いた血がVのもものと判明したことなどから、検察官Rは、同日20日、L地方裁判所に甲を傷害罪で公判請求した。甲は、「身に覚えがない。サバイバルナイフは乙の物だ。」旨供述して犯行を否認している。

(捜索すべき場所及び差し押さえるべき物の記載内容)

捜索すべき場所 L県M市N町〇〇番地甲方

差し押さえるべき物 サバイバルナイフ

〔設問1〕

【事例】中の①から③に記載された各写真撮影の適法性について論じなさい。

〔設問2〕

Pは、捜索終了後、「甲方の寝室内には、机及びベッドが置かれていた。机には、上下2段の引出しがあり、このうち、上段の引出しを開けたところ、手前側中央付近に、サバイバルナイフ1本が置かれており、その刃の部分には血液が付着していた。そして、同サバイバルナイフの左横に、甲名義の運転免許証及び健康保険証があった。」旨の説明文を記した上、【事例】中の②の写真を添付した書面を作成した。Rは、同書面によって前記サバイバルナイフと甲との結び付きを立証したいと考えた。同書面の証拠能力について論じなさい(②に記載された写真撮影の適否が与える影響については、論じなくてよい)。

解答のポイント

第1 設問1

設問1では、①から③の各写真撮影が、無令状の検証として違法になるのか、あるいは捜索差押許可状により捜索差押えに付随する行為として認められるのか、それぞれの違いを踏まえて説得的に論じることが求められている。

写真撮影は、任意処分として無令状で適法に行える場合もあるが、本問では、①から③いずれも、甲の住居で甲や乙の同意なく行われていること等から、任意処分と解する余地はほぼないであろう。そこで、写真撮影は検証の性質を有することから、令状主義に反し違法なのではないか、あるいは捜索差押えに付随する行為として許されるのかという検討が必要となる。

捜索差押許可状の執行に際しては、「処分を受ける者」、本問では乙に令状を呈示する必要がある(222条1項, 110条)。令状の執行が適正な手続を経てなされたことを担保するために、乙にこれを見せた様子を撮影したものと思われる。すなわち、撮影①は、捜索差押えの適法性を担保するためになされたのであるから、付随的行為として適法であると解される。

撮影②についても、令状記載の「差し押さえるべき物」そのものであるサバイバルナイフを写したものであるし、甲名義の運転免許証等がその横で見つかったのであるから、両者を1枚の写真に入るように撮影することが、サバイバルナイフと甲の結びつきを立証することに資する。そのため、撮影②も撮影①と同様、付随的行為として適法とっていいだろう。

撮影③については、注射器等と、被疑事件やサバイバルナイフとの関連性が、少なくとも撮影時点では認められない。そのため、捜索差押えに付随する行為とみることができない。もっとも、アメリカの「ブレイン・ビューの法理」によるならば、適法と解することもできよう。しかし、強制処分法定主義との関係で上記法理を日本において用いることはできないため、結局撮影③は違法と解されるだろう。

写真撮影は検証としての性質を有すると解されるから、準抗告の対象となる「押収に関する処分」(430条2項)には当たらないとした判例(最決平成2.6.27/刑集44巻4号385頁)の準抗告審(東京地決平成2.1.11)が、「差し押さえるべき物」に該当しない印鑑等を、床面に並べ接写で撮影した行為を、付随的行為として許容される範囲を逸脱し違法であると判断したことが参考になる。

第2 設問2

設問2では、Pの説明文が書かれ、写真が添付された書面(以下「本件書面」という。)の証拠能力の有無が問われている。ここでは、明示的に違法収集証拠排除法則の検討が排除されているので、端的に伝聞証拠に当たるかについてのみ検討すればよいであろう。

伝聞証拠とは、公判廷外の供述を内容とする証拠で、その内容の真实性を立証するために用いられるものをいう。本件書面の要証事実、サバイバルナイフと運転免許証等が同じ引出しに入っていたことであると考えられる。

まず、本件書面のうち、説明文部分は、要証事実との関係で伝聞証拠といえる。そして、説明文部分は321条1項3号の書面に当たるが、Pの供述不能等の要件を満たさないため、伝聞例外に当たらず、証拠能力は認められないだろう。

次に、写真部文であるが、写真は知覚、記憶、表現及び叙述の過程で誤りを含むおそれがなく、本件書面の写真部文は挙動による供述を写したものでない。そのため、写真部文は、非供述証拠であり、非伝聞である。さらに、運転免許証等またはサバイバルナイフを他の場所から持って来て一緒に写したわけではないため、自然的関連性も認められる。以上より、本件書面は、写真部文のみ証拠能力が認められると解される。

解答例

第1 設問1

1 ①から③の写真撮影は、いずれも甲方という個人の住居内で行われたものであり、プライバシーの制約の程度が強いことから、相手方の黙示の意思に反して重要な権利利益を制約する処分として強制処分（197条1項ただし書）たる検証に当たる。したがって、原則として、検証許可状が必要となる（218条1項）。

もっとも、①から③の写真撮影は、甲方の搜索差押許可状の執行の際に行われたものであることから、搜索差押えの付随的処分として例外的に許されないか。

2 この点、搜索差押えの実効性を確保するため、搜索差押えに付随する写真撮影は、例外的に検証許可状なくしてこれを行うことを認めるべきである。

そこで、搜索差押手続の適法性を担保するためにその執行状況を撮影する場合と、証拠物の証拠価値を保存するために、証拠物をその発見された場所、発見された状態において撮影する場合については、搜索差押えの付随的処分として許されると解すべきである。

3 ①について

①は、呈示された搜索差押許可状を乙が見ている状況を撮影したものである。

搜索差押許可状の執行に際しては、処分を受ける者に対し、令状を呈示しなければならぬ（222条1項、110条）。ここでいう「処分を受ける者」とは、搜索すべき場所の直接の支配者をいうことから、

本件では、甲とともに甲方に同居しており立会人でもある乙に対して令状を呈示することが必要となる。

①の写真撮影は、かかる乙への令状呈示が適法になされたことを担保するために行われたものであるから、搜索差押手続の適法性を担保するためにその執行状況を撮影する場合に該当する。

よって、①の写真撮影は搜索差押えの付随的処分として適法である。

4 ②について

②は、血の付いたサバイバルナイフ及び運転免許証等を1枚の写真に収まる形で撮影したものである。

前述の通り、甲方には乙も同居していることから、単にこのサバイバルナイフを差し押さえたのでは、甲の物ではなく乙の物である可能性もあって証拠価値が減少するおそれがある。そこで、①の写真撮影は、サバイバルナイフと甲の運転免許証が同じ場所から発見された状況を撮影することで、公判において、これが甲の物であると判断されるようにするために行われたものである。

したがって、証拠物の証拠価値を保存するために、証拠物をその発見された場所、発見された状態において撮影する場合に該当する。

よって、②の写真撮影は搜索差押えの付随的処分として適法である。

5 ③について

③は、机の下段の引き出しから発見された注射器5本及び空のビニール小袋1枚を1枚の写真に収まる形で撮影したものである。

搜索差押えに係る被疑事実はVに対するサバイバルナイフによる傷

害であり、捜索差押許可状には、差し押さえるべき物としてサバイバルナイフのみが記載されている。注射器とビニール小袋は、差し押さえるべき物として記載されておらず、Vに対する傷害の被疑事実とは関連性を有しない証拠物である。

そうだとすれば、証拠物の証拠価値を保存するために、証拠物をその発見された場所、発見された状態において撮影する場合には該当しないし、捜索差押手続の適法性を担保するためにその執行状況を撮影する場合にも当たらない。

よって、③の写真撮影は捜索差押えの付随的処分とはいえ、無令状で行われた検証として令状主義に反し違法である。

第2 設問2

- 1 Pの作成した書面（以下「本件書面」という。）は、伝聞証拠（320条1項）に当たり、証拠能力が否定されないか。
- 2 320条1項の趣旨は、供述証拠は人の知覚・記憶・叙述の過程で誤りが混入するおそれがあることから反対尋問等によって内容の真实性をチェックする必要があるところ、その機会のないものを事実認定の過程から排除することで誤判の防止を図ることにある。かかる趣旨から、伝聞証拠とは、公判期日外の供述でその内容の真实性を証明するために用いられる証拠をいい、伝聞証拠に当たるかどうかは要証事実との関係で内容の真实性が問題となるかどうかにより相対的に判断される。

3(1) Pの説明文について

甲は公判においてサバイバルナイフが乙の物であるとして犯行を否認しているところ、Rは、サバイバルナイフと甲の結び付きを立証するために本件書面を用いようとしている。すなわち、Rの目的は、サバイバルナイフと甲の運転免許証等が同じ場所から発見されたことを証明することで、サバイバルナイフが甲の物であることを推認させることにあると解される。したがって、要証事実、サバイバルナイフと甲の運転免許証等が同じ機の引き出しに保管されていたことである。

そうだとすると、サバイバルナイフが発見された状況に関するPの説明文の内容の真实性が問題となることから、Pの説明文は伝聞証拠に当たる。

そして、321条1項3号の伝聞例外を検討すると、供述不能の要件を満たさず、Pの説明文には証拠能力が認められない。

(2) 写真について

写真は機械的操作によって作成するものであり、知覚・記憶の過程で誤りが入り込むおそれが少ない上、叙述の正確性は写真が作成された外部的状況からも判断しうることから、反対尋問による内容の真实性のチェックは不要であり、非供述証拠として伝聞証拠には当たらないと解する。

したがって、本件の写真も伝聞証拠には当たらないから、証拠能力が認められる。

以上

論点リサーチ 統計結果

【刑法】		論述した	ある程度論述した	全く触れなかった
甲の罪責	甲の贈賄罪(198条)の罪責	84.2%	13.9%	0.0%
	賄賂の申込み・約束・供与が一連の行為としてなされた場合には、包括一罪となることを理解している	14.9%	26.7%	56.4%
	用度品購入用現金から丁に50万円を渡した行為についての、業務上横領罪か背任罪の成立の検討	57.4%	26.7%	14.9%
	(業務上横領罪を検討する場合)、「業務性」の検討	48.5%	21.8%	26.7%
	(業務上横領罪を検討する場合)、「占有」の当てはめ。金銭についての所有と占有の一致、用途を定めて寄託された金銭など	35.6%	31.7%	30.7%
	甲に成立する贈賄罪と横領罪との罪数関係	64.4%	21.8%	12.9%
乙の罪責	贈賄罪について、甲と共同正犯となるのか、教唆犯となるのかが問題となること	58.4%	24.8%	15.8%
	甲乙間の共謀について、人間関係、地位などの具体的な事実をもとに事前共謀を認定していること	58.4%	31.7%	8.9%
	乙がA社における降格を免れようとする事実の摘示・評価を行っていること	57.4%	23.8%	17.8%
	業務上横領罪(253条)について、甲との共犯関係が問題となること	73.3%	15.8%	9.9%
	業務上横領罪について、乙が「業務」「占有」いずれについても身分を有していないため、共犯と身分の問題を論じていること	59.4%	22.8%	16.8%
丙の罪責	丙の受託収賄罪(197条1項後段)の成否について、構成要件に当てはめていること	66.3%	24.8%	7.9%
	丁との受託収賄罪の共犯となることに言及していること	53.5%	21.8%	23.8%
丁の罪責	丁の受託収賄罪の共同正犯となるのか、幫助犯となるのか、不可罰となるのかについて言及していること	52.5%	34.7%	11.9%
	丁が「公務員」の身分を有していないため、共犯と身分の問題に言及していること	49.5%	22.8%	26.7%

【刑事訴訟法】		論述した	ある程度 論述した	全く触れ なかった
設問1	強制処分と任意処分の区別	40.6%	26.7%	31.7%
	任意捜査の限界	15.8%	16.8%	66.3%
	捜索差押えの要件の検討	27.7%	23.8%	46.5%
	捜索差押えの付随的処分該当性	47.5%	24.8%	25.7%
	「必要な処分」該当性	61.4%	19.8%	16.8%
	プレイン・ビューの法理	12.9%	13.9%	71.3%
	設問2	伝聞法則の趣旨	72.3%	22.8%
	要証事実はサバイバルナイフと甲の運転免許証等が同じ場所に保管されていたことであること	48.5%	29.7%	19.8%
	Pの説明文は伝聞証拠に当たること	67.3%	15.8%	14.9%
	321条1項3号の検討	30.7%	19.8%	48.5%
	写真が供述証拠か非供述証拠か	46.5%	27.7%	24.8%
	写真について自然的関連性の有無の検討	7.9%	22.8%	67.3%

※「論点リサーチ」とは、論文式試験終了後にLECがWeb上にて受験生を対象に、上記の論点についての論述の有無をリサーチしたものです。

「ある程度論述した」とは、問題意識だけは示した場合、結論のみ記載した場合、本来はもう少し論述したかったが時間やスペースの都合上やむなく短くまとめた場合、などをいいます。

れっく LEC 東京リーガルマインド

著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2015 TOKYO LEGAL MIND K. K. , Printed in Japan

無断複製・無断転載等を禁じます。

LU15833